

大分県からのお知らせ

事業承継をお考えの中小企業者の皆様へ

事業承継資金がご利用 しやすくなりました

大分県では、事業承継をお考えの中小企業・小規模事業者の皆様を後押しするために、令和7年4月1日から保証料率の引き下げを行います。

大分県信用保証協会による保証付き

令和7年3月まで

令和7年4月から

年0.15%~



年0.05%~

※保証料とは別に1.6~2.2%の融資利息が必要となります



お申し込み いただける方

次のいずれかに該当する方

- ①中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項各号の規定による認定を受けた中小企業者等
- ②経営承継円滑化法施行規則第17条第1項の規定による確認を受けた中小企業者
- ③事業引継ぎ支援センター又は認定経営革新等支援機関の支援を受けて策定した事業承継計画に基づき承継を行う者
- ④M&Aにより事業承継を行う者
- ⑤中小企業再生支援協議会又は保証協会や金融機関等が承認した事業再生計画等に基づき事業を譲渡しようとする県内企業から事業承継を行う者

申込み窓口

大分銀行、豊和銀行、大分信用金庫、大分みらい信用金庫、日田信用金庫、大分県信用組合、商工中金、北九州銀行、伊予銀行

資金使途

事業承継に必要な設備資金及び運転資金

融資限度額

2億8,000万円

融資期間

設備 15年以内
運転 10年以内
(いずれも据置1年以内)

融資利率

年1.60%~

保証料率

年0.05%~

担保等

原則として法人代表者を除いては、保証人を徴求しません。担保については必要に応じて徴求します。

大分県商工労働部 経営創造・金融課

大分市大手町3丁目1番1号

TEL(097)506-3226